

事務事業評価調書

平成18年6月1日現在

整理番号 8 - 37

| | | | |
|----------------|---------------|-------------------------|--------------|
| 事業名 (計画事業名) | 漁業近代化資金利子補給事業 | 担当課・係名 (上段:課名・下段:係名) | 産業振興課 水産係 |
| (細事業名) | | 調書作成者職氏名 | 大石 嗣夫 |

| | | |
|---------------|-------------|-------------------------------------|
| 事業の位置づけ | | (総合計画以外の計画・指針等) |
| 【第4期雄武町総合計画】 | 登録事業 非登録事業 | |
| まちづくりの基本目標の分類 | 躍動感みなぎる産業の町 | |
| 施策の項目の分類 | 水産業の振興 | 【根拠法令等】 漁業近代化資金助成法、雄武町漁業近代化資金利子補給条例 |
| 主要施策の分類 | 経営体、後継者の育成 | 【事務種類】 自治事務(その他・単独) |

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 事業の説明等 | | | |
| 事業の対象 (Who) | 町内漁業者 | 受益者負担 | 有 (無) |
| 事業の意図 (What) | 漁業施設の整備拡充が図られるとともに、漁業経営の近代化が推進され、漁業経営の安定化が図られる | | |
| 事業の手段 (How) | 漁業経営の近代化等を推進する漁業者に本資金を貸し付ける融資機関に対して利子補給金を交付し、漁業者の利息軽減化を図る | | |
| 事業の結果 (Outcome) | 借入金利息の軽減化を図ることにより、漁業経営の安定化が図られる | | |

| | | | | | | | |
|--------------|---------|--------------|---------|--------------------|-------------------------|-----------|---------|
| 事業の執行状況 | | 事業量の推移について記入 | | 備考欄は直前年度の事業費実績値を記入 | | | |
| 【事業内容】 | 【H15実績】 | 【H16実績】 | 【H17実績】 | 【H18予定】 | 【事業計画】 | 【計画期間】 | 【備考】 |
| 漁業近代化資金の利子補給 | 165件 | 158件 | 148件 | 160件 | 既借入及び新規借入の償還期間中における利子補給 | 10年度～19年度 | 2,261千円 |

| | |
|--------------------------------------|--------------------------|
| 【事業計画の達成状況】 | (説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等 |
| a 事業計画を予定どおりに達成している | |
| b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである | |
| c 事業計画を達成できる見込みがない | |

| | |
|---------------------------|------------------------------------|
| 【本年度の事業実施スケジュール】 | 【町民への周知方法】 |
| (上期) 交付申請・決定・交付～平成18年7月予定 | 【関係機関・関係部署との役割分担】 交付申請～雄武漁業協同組合 |
| (下期) 交付申請・決定・交付～平成19年1月予定 | |

| | |
|----------------------------|--|
| 【立案形成に至る背景・ニーズ】 | |
| 【立案形成過程における検討課題】 | 他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業 |
| 【事業化の過程における検討課題】 | 町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整 |
| 【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方針】 | |

| | |
|--|---|
| 【雄武町が実施することの妥当性】 | |
| 民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務 | (行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 本資金については、国・道も利子補給しており、本町においても条例及び雄武漁業協同組合との契約に基づき利子補給率に上限を設定して補助支援しているものであり、行政が行うべきものである。 |

| | |
|---|---|
| <p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p> | <p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> |
| <p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p>該当・非該当</p> | <p>(説明) - 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p> <p>漁業経営の近代化及び漁業経営の安定化のためには必要な事業である。</p> |
| <p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p> | <p>(説明)</p> <p>漁船の大型化及び漁業資材の近代化等が図られている。また、利子補給をすることにより、漁業経営の安定化も図られている。</p> |
| <p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>事業の参考事項</p> | |
| <p>【民間能力の活用】</p> | |
| <p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p> | <p>(説明) - 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> |
| <p>【広域連携の活用】</p> | |
| <p>広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p> | <p>(説明) - 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> |
| <p>執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p> | <p>(説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p> |
| <p>【特定財源の変動】</p> | |
| <p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>【事業の対象・手段】</p> | |
| <p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> | |
| <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別な事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p> | <p>(説明)</p> |

事業の方向性

| | |
|---|--|
| <p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続</p> <p> ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)</p> <p> イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)</p> <p> ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)</p> <p> エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)</p> <p>C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)</p> <p>D 廃止</p> | |
| <p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p> <p>(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p> | <p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text"/> — <input type="text"/></p> |
| <p>(説明)</p> | <p>(説明)</p> |

事務事業評価調書

平成18年6月1日現在

整理番号 8 - 38

| | | | |
|----------------|------------------|-------------------------|--------------|
| 事業名 (計画事業名) | 漁業経営維持安定資金利子補給事業 | 担当課・係名 (上段:課名・下段:係名) | 産業振興課 水産係 |
| (細事業名) | | 調書作成者職氏名 | 大石 嗣夫 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|--------------|---------------------------------|-------|---------------|-------------|--|----------|--------|--|---------|------------|--|-----------------|
| 事業の位置づけ | <table border="1"> <tr> <td>【第4期雄武町総合計画】</td> <td>登録事業</td> <td>非登録事業</td> </tr> <tr> <td>まちづくりの基本目標の分類</td> <td colspan="2">躍動感みなぎる産業の町</td> </tr> <tr> <td>施策の項目の分類</td> <td colspan="2">水産業の振興</td> </tr> <tr> <td>主要施策の分類</td> <td colspan="2">経営体、後継者の育成</td> </tr> </table> | 【第4期雄武町総合計画】 | 登録事業 | 非登録事業 | まちづくりの基本目標の分類 | 躍動感みなぎる産業の町 | | 施策の項目の分類 | 水産業の振興 | | 主要施策の分類 | 経営体、後継者の育成 | | 【総合計画以外の計画・指針等】 |
| 【第4期雄武町総合計画】 | 登録事業 | 非登録事業 | | | | | | | | | | | | |
| まちづくりの基本目標の分類 | 躍動感みなぎる産業の町 | | | | | | | | | | | | | |
| 施策の項目の分類 | 水産業の振興 | | | | | | | | | | | | | |
| 主要施策の分類 | 経営体、後継者の育成 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 【根拠法令等】 | 漁業再建整備特別措置法、雄武町漁業経営維持安定資金利子補給規則 | | | | | | | | | | | |
| | | 【事務種類】 | 自治事務(その他・単独) | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--------|-----------|--|-------------|
| 事業の説明等 | | | |
| 事業の対象 | (Who) | 町内漁業者 | 受益者負担 有 (無) |
| 事業の意図 | (What) | 漁業経営再建のための本資金借入金利息の軽減により、経営の圧迫が回避され、漁業経営の安定化が図られる | |
| 事業の手段 | (How) | 漁業経営の再建を図ろうとする漁業者に本資金を貸し付ける融資機関に対して利子補給金を交付し、漁業者の利息軽減を図る | |
| 事業の結果 | (Outcome) | 借入金利息の軽減化を図ることにより、経営の圧迫が回避され、漁業経営の安定化が図られる | |

| | | | | | | | |
|-----------------|---------|--------------|---------|---------|-------------------------|--------------------|------|
| 事業の執行状況 | | 事業量の推移について記入 | | | | 備考欄は直近年度の事業費実績値を記入 | |
| 【事業内容】 | 【H15実績】 | 【H16実績】 | 【H17実績】 | 【H18予定】 | 【事業計画】 | 【計画期間】 | 【備考】 |
| 漁業経営維持安定資金の利子補給 | 4件 | 4件 | 4件 | 4件 | 既借入及び新規借入の償還期間中における利子補給 | 10年度～19年度 | 35千円 |

| | |
|--------------------------------------|--------------------------|
| 事業計画の達成状況 | (説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等 |
| a 事業計画を予定どおりに達成している | |
| b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである | |
| c 事業計画を達成できる見込みがない | |

| | |
|---------------------------|------------------------------------|
| 【本年度の事業実施スケジュール】 | 【町民への周知方法】 |
| (上期) 交付申請・決定・交付～平成18年7月予定 | 【関係機関・関係部署との役割分担】 交付申請～雄武漁業協同組合 |
| (下期) 交付申請・決定・交付～平成19年1月予定 | |

| | |
|----------------------------|--|
| 事業の立案形成 | |
| 【立案形成に至る背景・ニーズ】 | |
| 【立案形成過程における検討課題】 | 他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業 |
| 【事業化の過程における検討課題】 | 町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整 |
| 【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方針】 | |

| | |
|---|---|
| 事業の評価 | |
| 【雄武町が実施することの妥当性】 | |
| 民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務 | (行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 本資金については、国・道も利子補給しており、本町においても規則及び雄武漁業協同組合との契約に基づき利子補給率に上限を設定して補助支援しているものであり、行政が行うべきものである。 |

| | |
|---|---|
| <p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p> | <p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> |
| <p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>今年度で10年目となる長期継続事業 (該当・非該当) (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> | <p>(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 漁業経営再建者の漁業経営の安定化のためには必要な事業である。</p> |
| <p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p> | <p>(説明)</p> <p>借入利息の軽減により、経営の圧迫が回避され、経営の安定化が図られている。</p> |
| <p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>事業の参考事項</p> | |
| <p>【民間能力の活用】</p> | |
| <p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p> | <p>(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> |
| <p>【広域連携の活用】</p> | |
| <p>広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p> | <p>(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> |
| <p>執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p> | <p>(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p> |
| <p>【特定財源の変動】</p> | |
| <p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>【事業の対象・手段】</p> | |
| <p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> | |
| <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別な事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p> | <p>(説明)</p> |

事業の方向性

| | |
|---|--|
| <p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続</p> <p> ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)</p> <p> イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)</p> <p> ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)</p> <p> エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)</p> <p>C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)</p> <p>D 廃止</p> | |
| <p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p> <p>(上記 A ~ D から選択記入) (上記 ア ~ エ から選択記入)</p> | <p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text"/> — <input type="text"/></p> |
| <p>(説明)</p> | <p>(説明)</p> |

事務事業評価調書

平成18年6月1日現在

整理番号 8 - 39

| | | | |
|----------------|-----------|-------------------------|--------------|
| 事業名 (計画事業名) | ホタテ漁場造成事業 | 担当課・係名 (上段:課名・下段:係名) | 産業振興課 水産係 |
| (細事業名) | | 調書作成者職氏名 | 大石 嗣夫 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|---------------------|------|-------|---------------|-------------|--|----------|--------|--|---------|---------------|--|-----------------|
| 事業の位置づけ | <table border="1"> <tr> <td>【第4期雄武町総合計画】</td> <td>登録事業</td> <td>非登録事業</td> </tr> <tr> <td>まちづくりの基本目標の分類</td> <td colspan="2">躍動感みなぎる産業の町</td> </tr> <tr> <td>施策の項目の分類</td> <td colspan="2">水産業の振興</td> </tr> <tr> <td>主要施策の分類</td> <td colspan="2">「つくり育てる漁業」の促進</td> </tr> </table> | 【第4期雄武町総合計画】 | 登録事業 | 非登録事業 | まちづくりの基本目標の分類 | 躍動感みなぎる産業の町 | | 施策の項目の分類 | 水産業の振興 | | 主要施策の分類 | 「つくり育てる漁業」の促進 | | 【総合計画以外の計画・指針等】 |
| 【第4期雄武町総合計画】 | 登録事業 | 非登録事業 | | | | | | | | | | | | |
| まちづくりの基本目標の分類 | 躍動感みなぎる産業の町 | | | | | | | | | | | | | |
| 施策の項目の分類 | 水産業の振興 | | | | | | | | | | | | | |
| 主要施策の分類 | 「つくり育てる漁業」の促進 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 【根拠法令等】 | | | | | | | | | | | | |
| | | 【事務種類】 自治事務(その他・単独) | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--------|-----------|--|-------------|
| 事業の説明等 | | | |
| 事業の対象 | (Who) | 町内漁業者 | 受益者負担 有 (無) |
| 事業の意図 | (What) | 漁場造成により、ヒトデによる食害が減少し、放流稚貝の生存率向上が図られる | |
| 事業の手段 | (How) | 前年度本操業海域の漁場耕運及びヒトデ駆除 | |
| 事業の結果 | (Outcome) | 漁場造成により、ヒトデによる食害が減少し、放流稚貝の生存率向上が図られ、ホタテ漁業の生産増大に寄与する。 | |

| | | | | | | | |
|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|-------------------|-----------|---------|
| 事業の執行状況 | | | | | | | |
| 事業量の推移について記入 | | | | 備考欄は直近年度の事業費実績値を記入 | | | |
| 【事業内容】 | 【H15実績】 | 【H16実績】 | 【H17実績】 | 【H18予定】 | 【事業計画】 | 【計画期間】 | 【備考】 |
| ホタテ漁場造成 | 沢木沖A海域 2,910ha | 雄武沖B海域 2,687ha | 幌内沖D海域 2,720ha | 魚田沖C海域 3,225ha | 前年度本操業海域 の漁場造成 | 10年度～19年度 | 3,300千円 |

| | |
|---|--|
| 【事業計画の達成状況】 | 【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 |
| <ul style="list-style-type: none"> a 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない | <p>平成16年1月の低気圧被害によるホタテ漁場の大きな底質変化(起伏が生じている)により、尚一層の漁場耕運が必要となっている。また、今後の低気圧被害に備え、ホタテ漁場の沖合い移動が急務となっている。</p> |

| | |
|--|------------------------------------|
| 【本年度の事業実施スケジュール】 | 【町民への周知方法】 |
| 交付申請～4月 交付決定～4月 補助金の確定・交付～8月予定 (事業期間～3月21日～5月31日) | 【関係機関・関係部署との役割分担】 事業主体 雄武漁業協同組合 |

| | |
|---------------------------|--|
| 【立案形成に至る背景・ニーズ】 | |
| 【立案形成過程における検討課題】 | 他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業 |
| 【事業化の過程における検討課題】 | 町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整 |
| 【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】 | |

| | |
|--|--|
| 事業の評価 | |
| 【雄武町が実施することの妥当性】 | |
| 民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務 | (行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) ホタテ漁業の振興は、漁業者のみならず加工業者にも影響のあるものであり、本町の水産業の安定化には必要不可欠な事業であり、行政が行うべきものである。 |

| | |
|--|---|
| <p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p> | <p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> |
| <p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p>該当・非該当</p> | <p>(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 ホタテ漁業の安定を図る上で必要不可欠な事業であり、今後も継続していく必要がある。</p> |
| <p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p> | <p>(説明)</p> <p>ヒトデによる食害の減少及び漁場耕運により、放流稚貝の生存率向上が図られている。</p> |
| <p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p> | <p>(説明)</p> <p>ホタテ漁業の振興は、漁業者のみならず加工業者にも影響のあるものであり、本町の水産業の安定化には必要不可欠な事業であり、理解が得られるものとする。</p> |
| <p>事業の参考事項</p> | |
| <p>【民間能力の活用】</p> | |
| <p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p> | <p>(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> |
| <p>【広域連携の活用】</p> | |
| <p>広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p> | <p>(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> |
| <p>執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p> | <p>(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p> |
| <p>【特定財源の変動】</p> | |
| <p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>【事業の対象・手段】</p> | |
| <p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別な事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p> | <p>(説明)</p> <p>ホタテ漁業の振興は、漁業者のみならず加工業者にも影響のあるものであり、本町の水産業の安定化には必要不可欠な事業であると考えられる。</p> |

事業の方向性

| | |
|---|--|
| <p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続</p> <p> ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)</p> <p> イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)</p> <p> ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)</p> <p> エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)</p> <p>C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)</p> <p>D 廃止</p> | |
| <p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p> <p>(上記 A ~ D から選択記入) (上記 ア ~ エ から選択記入)</p> | <p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text"/> — <input type="text"/></p> |
| <p>(説明)</p> | <p>(説明)</p> |

事務事業評価調書

平成18年6月1日現在

整理番号 8 - 40

| | | | |
|---------|------------|---------------|-------|
| 事業名 | 新規ホタテ貝増産事業 | 担当課・係名 | 産業振興課 |
| (計画事業名) | 新規ホタテ貝増産事業 | (上段:課名・下段:係名) | 水産係 |
| (細事業名) | | 調査作成者職氏名 | 大石 嗣夫 |

| | | |
|---------------|---------------|---------------------|
| 事業の位置づけ | | [総合計画以外の計画・指針等] |
| [第4期雄武町総合計画] | 登録事業 非登録事業 | |
| まちづくりの基本目標の分類 | 躍動感みなぎる産業の町 | |
| 施策の項目の分類 | 水産業の振興 | [根拠法令等] |
| 主要施策の分類 | 「つくり育てる漁業」の促進 | [事務種類] 自治事務(その他・単独) |

| | | | |
|--------|-----------|---|-------------|
| 事業の説明等 | | | |
| 事業の対象 | (Who) | 町内漁業者 | 受益者負担 有 (無) |
| 事業の意図 | (What) | 稚貝放流数を30,000千粒増産して放流することにより、ホタテ資源の増大を図る | |
| 事業の手段 | (How) | 町内及び町外から約30,000千粒の健苗稚貝を購入し、ほたて稚貝放流海域に放流する | |
| 事業の結果 | (Outcome) | 稚貝放流数を30,000千粒を増産して放流することにより、ホタテ資源の増大が図られ、ホタテ漁業の生産増大に寄与する | |

| | | | | | | | |
|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------------|-----------------|-----------|---------|
| 事業の執行状況 | | 事業量の推移について記入 | | 備考欄は直近年度の事業費実績値を記入 | | | |
| [事業内容] | [H15実績] | [H16実績] | [H17実績] | [H18予定] | [事業計画] | [計画期間] | [備考] |
| ホタテ稚貝放流(増産分) | 29,250,726粒 | 30,040,000粒 | 30,020,000粒 | 54,300,000粒 | 稚貝放流海域への増産分稚貝放流 | 14年度～19年度 | 9,500千円 |

| | |
|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 事業計画の達成状況 | (説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等 |
| a 事業計画を予定どおりに達成している | 今後の低気圧被害に備え、ホタテ漁場の沖合い移動が急務となっている。 |
| b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである | |
| c 事業計画を達成できる見込みがない | |

| | |
|---|------------------------------------|
| 【本年度の事業実施スケジュール】 | 【町民への周知方法】 |
| 交付申請～4月 交付決定～4月 補助金の確定・交付～8月予定 (事業期間～5月) | 【関係機関・関係部署との役割分担】 事業主体 雄武漁業協同組合 |

| | |
|----------------------------|--|
| 事業の立案形成 | |
| [立案形成に至る背景・ニーズ] | |
| [立案形成過程における検討課題] | 他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業 |
| [事業化の過程における検討課題] | 町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整 |
| [立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方針] | |

| | |
|--|--|
| 事業の評価 | |
| 【雄武町が実施することの妥当性】 | |
| 民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務 | (行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) ホタテ漁業の振興は、漁業者のみならず加工業者にも影響のあるものであり、本町の水産業の安定化には必要不可欠な事業であり、行政が行うべきものである。 |

| | |
|---|---|
| <p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p> | <p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>ア 行政が支援すべきである</p> <p>イ 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>ウ 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> |
| <p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p>該当 ・ <input checked="" type="radio"/> 非該当</p> | <p>(説明) - 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p> |
| <p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>ア 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>イ 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>ウ 现阶段では、当初見込んだ効果が現れていない</p> | <p>(説明)</p> <p>平成17年度から効果が判明する予定であったが、平成16年1月の時化被害により効果は判らない。しかし、平成16年度資源量調査では、19,000tの漁獲量を見込んでいたことを考慮すると、時化被害がなければ、効果は絶大なものがあると思われる。</p> |
| <p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>ア 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>イ 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>ウ 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p> | <p>(説明)</p> <p>本事業の実施により、15,000t以上の水揚体制が確立され、町内加工場における原貝も確保されることから、理解が得られるものと考えられる。</p> |
| <p>事業の参考事項</p> | |
| <p>【民間能力の活用】</p> | |
| <p>民間資金・ノウハウの導入の検討 <input type="radio"/> 可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> | <p>(説明) - 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> |
| <p>【広域連携の活用】</p> | |
| <p>広域連携の導入の検討 <input type="radio"/> 可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()</p> | <p>(説明) - 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> |
| <p>執行事業の広域連携の状況 <input type="radio"/> 該当 ・ <input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()</p> | <p>(説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p> |
| <p>【特定財源の変動】</p> | |
| <p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 <input type="radio"/> 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>【事業の対象・手段】</p> | |
| <p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>ア 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>イ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>ウ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>ア 適切である</p> <p>イ 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>ウ 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> | |
| <p>ア 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>イ aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>ウ 事業の休止を検討することができる</p> <p>エ 事業の廃止を検討することができる</p> | <p>(説明)</p> <p>本事業の実施により、15,000t以上の水揚体制が確立され、町内加工場における原貝も確保されることから、本町の水産業の安定化には必要不可欠な事業であると考えられる。</p> |

事業の方向性

| | |
|---|--|
| <p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続</p> <p> ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)</p> <p> イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)</p> <p> ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)</p> <p> エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)</p> <p>C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)</p> <p>D 廃止</p> | |
| <p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p> <p>(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p> | <p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text"/> — <input type="text"/></p> |
| <p>(説明)</p> | <p>(説明)</p> |

事務事業評価調書

平成18年6月1日現在

整理番号 8 - 41

| | | | |
|----------------|---------|-------------------------|--------------|
| 事業名 (計画事業名) | 救難所整備事業 | 担当課・係名 (上段:課名・下段:係名) | 産業振興課 水産係 |
| (細事業名) | | 調書作成者職氏名 | 大石 嗣夫 |

| | | |
|---------------|------------|---|
| 事業の位置づけ | | [総合計画以外の計画・指針等] [根拠法令等] [事務種類] 自治事務(その他・単独) |
| [第4期雄武町総合計画] | 登録事業 非登録事業 | |
| まちづくりの基本目標の分類 | | |
| 施策の項目の分類 | | |
| 主要施策の分類 | | |

| | | | |
|-----------------|-------------------------------------|-------|-------|
| 事業の説明等 | | | |
| 事業の対象 (Who) | 日本水難救済会 雄武救難所 | 受益者負担 | 有 (無) |
| 事業の意図 (What) | 各種訓練及び講習会の参加等により海難事故等に対応する体制作りが図られる | | |
| 事業の手段 (How) | 救助訓練、講習会の参加及び備品の購入 | | |
| 事業の結果 (Outcome) | 各種訓練及び講習会の参加等により海難事故等に対応する体制作りが図られる | | |

| | | | | | | | | |
|--------------------|---------------------------------------|--|-------------------------|---------------------------------------|------------------------|-----------|-------|--------------------|
| 事業の執行状況 | | 事業量の推移について記入 | | | | | | 備考欄は直近年度の事業費実績値を記入 |
| [事業内容] | [H15実績] | [H16実績] | [H17実績] | [H18予定] | [事業計画] | [計画期間] | [備考] | |
| 救助訓練、講習会の参加及び備品の購入 | 救助訓練 油防除資材・信号 弾・ポンプ購入 講習会参加他 | 救助訓練 信号弾・救命索 発射器・ポンプ購 入 講習会参加他 | 救助訓練 ポンプ整備 講習会参加他 | 救助訓練 油防除資材・信 号弾・ポンプ整備 講習会参加他 | 救助訓練 講習会参加 備品購入他 | 10年度～19年度 | 140千円 | |

| | |
|--------------------------------------|--------------------------|
| 事業計画の達成状況 | (説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等 |
| a 事業計画を予定どおりに達成している | |
| b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである | |
| c 事業計画を達成できる見込みがない | |

| | |
|--|---|
| 本年度の事業実施スケジュール | [町民への周知方法] |
| 交付申請～4月 交付決定～4月 補助金の確定・交付～12月予定 (事業期間～1月～12月) | [関係機関・関係部署との役割分担] 事業主体 日本水難救済会 雄武救難所(雄武漁業協同組合) |

| | |
|---------------------------|--|
| 事業の立案形成 | |
| [立案形成に至る背景・ニーズ] | |
| [立案形成過程における検討課題] | 他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業 |
| [事業化の過程における検討課題] | 町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整 |
| [立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策] | |

| | |
|-------------------------------|---|
| 事業の評価 | |
| [雄武町が実施することの妥当性] | (行政と民間のいずれが行うべきか) |
| 民間との役割分担 | a 行政が行うべきである |
| (1)行政としての役割 | b 一部は民間が行うべきである |
| ア 公共的な財・サービスの提供 | c 民間が行うべきである |
| イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 | (説明) |
| ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 | 救難所員については、危険な救助活動を強いられるばかりでなく、身分保障も確立されておらず、ボランティアでの活動に対しての行政の側面的な支援が必要であると考えられる。 |
| エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 | |
| オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 | |
| カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 | |
| キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務 | |

| | |
|---|--|
| <p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p><input checked="" type="radio"/> イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p> | <p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> |
| <p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p><input checked="" type="radio"/> 該当 ・ 非該当</p> | <p>(説明) - 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p> <p>身分保障も確立されていない救難所員のボランティア活動に対しての側面的な支援については、継続すべきと考えられる。</p> |
| <p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p> | <p>(説明)</p> <p>毎年実施している救助訓練により、突発的に発生する海難事故に対応できる体制が整っている。</p> |
| <p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p> | <p>(説明)</p> <p>身分保障も確立されていない救難所員のボランティア活動に対しての側面的な支援については、大方の町民の理解が得られると考えられる。</p> |
| <p>事業の参考事項</p> | |
| <p>【民間能力の活用】</p> | |
| <p>民間資金・ノウハウの導入の検討</p> <p>可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> | <p>(説明) - 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> |
| <p>【広域連携の活用】</p> | |
| <p>広域連携の導入の検討</p> <p>可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()</p> | <p>(説明) - 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> |
| <p>執行事業の広域連携の状況</p> <p>該当 ・ <input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()</p> | <p>(説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p> |
| <p>【特定財源の変動】</p> | |
| <p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性</p> <p>有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>【事業の対象・手段】</p> | |
| <p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p><input checked="" type="radio"/> b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別な事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p> | <p>(説明)</p> <p>救難所員については、危険な救助活動を強いられるばかりでなく、身分保障も確立されておらず、ボランティアでの活動に対しての行政の側面的な支援が必要であると考えられる。</p> |

事業の方向性

| | |
|---|--|
| <p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続</p> <p> ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)</p> <p> イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)</p> <p> ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)</p> <p> エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)</p> <p>C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)</p> <p>D 廃止</p> | |
| <p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p> <p>(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p> | <p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text"/> — <input type="text"/></p> |
| <p>(説明)</p> | <p>(説明)</p> |

事務事業評価調書

平成18年6月1日現在

整理番号 8 - 42

| | |
|---------------------------|--------------------------|
| 事業名 海の畑づくり整備事業 | 担当課・係名 産業振興課 |
| (計画事業名) 海の畑づくり整備事業 | (上段:課名・下段:係名) 水産係 |
| (細事業名) | 調査作成者職氏名 大石 嗣夫 |

| | | |
|----------------|---------------|---|
| 事業の位置づけ | | (総合計画以外の計画・指針等) (根拠法令等) (事務種類) 自治事務(その他・単独) |
| 【第4期雄武町総合計画】 | 登録事業 非登録事業 | |
| まちづくりの基本目標の分類 | 躍動感みなぎる産業の町 | |
| 施策の項目の分類 | 水産業の振興 | |
| 主要施策の分類 | 「つくり育てる漁業」の促進 | |

| | | | |
|---------------|--|-------|-------|
| 事業の説明等 | | | |
| 事業の対象 | (Who) 町内漁業者 | 受益者負担 | 有 (無) |
| 事業の意図 | (What) ハタハタの採卵・孵化・放流技術を確立し、新たな漁業資源を生み出す | | |
| 事業の手段 | (How) ハタハタの採卵・孵化・放流技術の確立及び施設整備 | | |
| 事業の結果 | (Outcome) ハタハタの採卵・孵化・放流技術を確立し、新たな漁業資源を増大させ、漁家経営の安定化を図る | | |

| 事業量の推移について記入 備考欄は直近年度の事業費実績値を記入 | | | | | | | |
|--|---------------------|----------------------------|------------------------|------------------------|--------------|-----------|-------|
| 【事業内容】 | 【H15実績】 | 【H16実績】 | 【H17実績】 | 【H18予定】 | 【事業計画】 | 【計画期間】 | 【備考】 |
| ハタハタ採卵・孵化・放流 | 産卵基質等購入 採卵 孵化 | 孵化水槽購入 孵化 放流(1,000尾) | 資材購入 採卵 孵化 放流 | 資材購入 採卵 孵化 放流 | ハタハタ採卵・孵化・放流 | 15年度～19年度 | 500千円 |

| | |
|---|---|
| 【事業計画の達成状況】 a 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない | (説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等 年々技術が確立され、昨年度は稚魚の放流まで達成したが、採卵技術が確立されておらず、今後は施設の設置場所等の検討を進めなければならない。 |
|---|---|

| | |
|--|---|
| 【本年度の事業実施スケジュール】 交付申請～10月予定 交付決定～10月予定 補助金の確定・交付～3月予定 (事業期間～10月～3月) | 【町民への周知方法】 北海道新聞 【関係機関・関係部署との役割分担】 事業主体 雄武漁業協同組合 |
|--|---|

| | |
|-----------------------------------|--|
| 【立案形成に至る背景・ニーズ】 | |
| 【立案形成過程における検討課題】 | 他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業 |
| 【事業化の過程における検討課題】 | 町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整 |
| 【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】 | |

| | |
|--|---|
| 事業の評価 | |
| 【雄武町が実施することの妥当性】 | |
| 民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務 | (行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 既存魚種の資源増大が見込めない状況の中で、新たな漁業資源に係る増養殖の技術確立に向けた事業については、一定の支援が必要であると考えられる。 |

| | |
|--|---|
| <p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p> | <p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> |
| <p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p>該当 ・ 非該当</p> | <p>(説明) - 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p> |
| <p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p> | <p>(説明)</p> <p>年々技術が確立されているが、昨年初めて稚魚を放流しており、2~3年後の漁獲量を見なければ判断できない部分がある。</p> |
| <p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p> | <p>(説明)</p> <p>既存魚種の資源増大が見込めない状況の中で、新たな漁業資源に係る増養殖の技術確立に向けた事業であり、理解が得られると考えられる。</p> |
| <p>事業の参考事項</p> | |
| <p>【民間能力の活用】</p> | |
| <p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可</p> | <p>(説明) - 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> |
| <p>【広域連携の活用】</p> | |
| <p>広域連携の導入の検討 可 ・ 不可</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()</p> | <p>(説明) - 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> |
| <p>執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()</p> | <p>(説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p> |
| <p>【特定財源の変動】</p> | |
| <p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>【事業の対象・手段】</p> | |
| <p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別な事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p> | <p>(説明)</p> <p>既存魚種の資源増大が見込めない状況の中で、新たな漁業資源に係る増養殖の技術確立に向けた事業であり、当面の間支援が必要と考えられる。</p> |

事業の方向性

| | |
|---|--|
| <p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続</p> <p> ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)</p> <p> イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)</p> <p> ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)</p> <p> エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)</p> <p>C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)</p> <p>D 廃止</p> | |
| <p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p> <p>(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p> | <p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text"/> — <input type="text"/></p> |
| <p>(説明)</p> | <p>(説明)</p> |

事務事業評価調書

平成18年6月1日現在

整理番号 8 - 43

| | | | |
|----------------|---|-------------------------|--------------|
| 事業名 (計画事業名) | 雄武地区特定漁港漁場整備事業(漁場整備)負担金 雄武地区特定漁港漁場整備事業(漁場整備) | 担当課・係名 (上段:課名・下段:係名) | 産業振興課 水産係 |
| (細事業名) | | 調書作成者職氏名 | 大石 嗣夫 |

| | | |
|---------------|---------------|---|
| 事業の位置づけ | | [総合計画以外の計画・指針等] 雄武地区特定漁港漁場整備事業計画 [根拠法令等] 漁港漁場整備法 [事務種類] 自治事務(その他・単独) |
| [第4期雄武町総合計画] | 登録事業 非登録事業 | |
| まちづくりの基本目標の分類 | 躍動感みなぎる産業の町 | |
| 施策の項目の分類 | 水産業の振興 | |
| 主要施策の分類 | 「つくり育てる漁業」の促進 | |

| | | | |
|--------|-----------|--|-------------|
| 事業の説明等 | | | |
| 事業の対象 | (Who) | 町内漁業者 | 受益者負担 有 (無) |
| 事業の意図 | (What) | 施設の設置により藻場を造成することにより、稚ウニの天然発生及び身入りの良いウニの増産が図られる | |
| 事業の手段 | (How) | 増殖施設整備(ウニ囲い礁) | |
| 事業の結果 | (Outcome) | 施設の設置により藻場を造成することにより、稚ウニの天然発生及び身入りの良いウニが増産され、漁家経営の安定化が図られる | |

| | | | | | | | |
|---------------|---------------|----------------|----------------|-----------------------|-------------------|--------------------|----------|
| 事業の執行状況 | | 事業量の推移について記入 | | | | 備考欄は直近年度の事業費実績値を記入 | |
| [事業内容] | [H15実績] | [H16実績] | [H17実績] | [H18予定] | [事業計画] | [計画期間] | [備考] |
| 増殖施設整備(ウニ囲い礁) | 新雄武 1.08ha | 雄武中部 1.20ha | 雄武中部 1.20ha | 雄武南部 8.0ha 事前調査 | 増殖施設整備 (ウニ囲い礁) | 10年度～19年度 | 17,340千円 |

| | |
|--------------------------------------|---|
| 事業計画の達成状況 | (説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等 |
| a 事業計画を予定どおりに達成している | 平成18年度、19年度で予定している雄武南部地区が雄武漁港整備事業の地元負担金の関係から1年～2年休止する予定である。 |
| b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである | |
| c 事業計画を達成できる見込みがない | |

| | |
|---|--|
| [本年度の事業実施スケジュール] | [町民への周知方法] |
| 平成18年12月に漁協より受益者分担金を徴収 平成19年3月に地元負担金支出予定 | 広報 [関係機関・関係部署との役割分担] 事業主体 北海道 地元漁業者の意見調整 雄武漁業協同組合、雄武町 |

| | |
|----------------------------|--|
| 事業の立案形成 | |
| [立案形成に至る背景・ニーズ] | |
| [立案形成過程における検討課題] | 他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業 |
| [事業化の過程における検討課題] | 町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整 |
| [立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策] | |

| | |
|--|--|
| 事業の評価 | |
| [雄武町が実施することの妥当性] | |
| 民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務 | (行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 増殖施設整備については、現状どおり受益者負担金として漁協より、地元負担金の20%を徴収することとしたい。 |

| | |
|--|---|
| <p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p> | <p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> |
| <p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p>該当・非該当</p> | <p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p> |
| <p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p> | <p>(説明)</p> <p>施設整備により海藻が繁茂し、稚ウニの天然発生及び身入りの良いウニの増産が図られている。</p> |
| <p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p> | <p>(説明)</p> <p>ウニについては、重要な漁業資源であり、本施設整備により漁家経営の安定化が図られており、理解が得られると考えられる。</p> |
| <p>事業の参考事項</p> | |
| <p>【民間能力の活用】</p> | |
| <p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p> | <p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> |
| <p>【広域連携の活用】</p> | |
| <p>広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p> | <p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> |
| <p>執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p> | <p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p> |
| <p>【特定財源の変動】</p> | |
| <p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>【事業の対象・手段】</p> | |
| <p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p> | <p>(説明)</p> <p>雄武地区特定漁港漁場整備事業計画に基づき実施されており、施設整備による効果は絶大なものがある。</p> |

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

A 継続

- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)

C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)

D 廃止

担当所管評価

方向性 —
 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

A選択の場合のみ

町長評価

方向性 —

(説明)

(説明)

事務事業評価調書

平成18年6月1日現在

整理番号 8 - 44

| | |
|---------------------------|--------------------------|
| 事業名 ます蓄養施設整備事業負担金 | 担当課・係名 産業振興課 |
| (計画事業名) ます蓄養施設整備事業 | (上段:課名・下段:係名) 水産係 |
| (細事業名) | 調査作成者職氏名 大石 嗣夫 |

| | |
|---------------------------|---------------------|
| 事業の位置づけ | 【総合計画以外の計画・指針等】 |
| 【第4期雄武町総合計画】 登録事業 非登録事業 | |
| まちづくりの基本目標の分類 躍動感みなぎる産業の町 | |
| 施策の項目の分類 水産業の振興 | 【根拠法令等】 |
| 主要施策の分類 「つくり育てる漁業」の促進 | 【事務種類】 自治事務(その他・単独) |

| | | | |
|---------------|--|-------|-------|
| 事業の説明等 | | | |
| 事業の対象 | (Who) 町内漁業者 | 受益者負担 | (有)・無 |
| 事業の意図 | (What) ます増殖事業における健苗稚魚育成を図る | | |
| 事業の手段 | (How) ます蓄養施設整備(養魚池・三方枠・旧水産庁施設天井) | | |
| 事業の結果 | (Outcome) 施設の整備により、稚魚の過密化による死亡率が減少し、健苗稚魚の育成が図られとともに回帰率の向上に繋がる。 | | |

| 事業の執行状況 事業量の推移について記入 備考欄は直近年度の事業費実績値を記入 | | | | | | | |
|---|---------|---------|------------------------|---------|------------------------|--------|---------|
| 【事業内容】 | 【H15実績】 | 【H16実績】 | 【H17実績】 | 【H18予定】 | 【事業計画】 | 【計画期間】 | 【備考】 |
| ます蓄養施設(養魚池・三方枠・旧水産庁施設天井)整備 | - | - | 養魚池 三方枠 旧水産庁施設天井 | - | 養魚池 三方枠 旧水産庁施設天井 | 17年度 | 1,000千円 |

| | |
|--------------------------------------|----------------------------|
| 【事業計画の達成状況】 | (説明) - 事業執行上からの課題・町民からの意見等 |
| a 事業計画を予定どおりに達成している | |
| b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである | |
| c 事業計画を達成できる見込みがない | |

| | |
|-------------------------|--|
| 【本年度の事業実施スケジュール】 | 【町民への周知方法】 |
| | 広報 |
| | 【関係機関・関係部署との役割分担】 |
| | 事業主体 雄武漁業協同組合 地元漁業者の意見調整 雄武漁業協同組合、雄武町 |

| | |
|-----------------------------------|----------------|
| 【立案形成に至る背景・ニーズ】 | |
| 【立案形成過程における検討課題】 | 他自治体の類似事業 |
| | 代替案 |
| | スクラップ(廃止・縮小)事業 |
| 【事業化の過程における検討課題】 | 町民等の意見聴取 |
| | 関係部署等との調整 |
| | 国・道・関係団体等との調整 |
| 【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】 | |

| | |
|--|--|
| 事業の評価 | |
| 【雄武町が実施することの妥当性】 | |
| 民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 (エ) 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務 | (行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである (b) 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) |

| | |
|---|---|
| <p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p> | <p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> |
| <p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p>該当 ・ 非該当</p> | <p>(説明) - 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p> |
| <p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p> | <p>(説明)</p> <p>施設整備により稚魚の過密化による死亡率が減少し、健苗稚魚の育成とともに回帰率の向上が図られている。</p> |
| <p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p> | <p>(説明)</p> <p>ますについては、重要な漁業資源であり、本施設整備により漁家経営の安定化が図られており、理解が得られると考えられる。</p> |
| <p>事業の参考事項</p> | |
| <p>【民間能力の活用】</p> | |
| <p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可</p> | <p>(説明) - 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> |
| <p>【広域連携の活用】</p> | |
| <p>広域連携の導入の検討 可 ・ 不可</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()</p> | <p>(説明) - 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> |
| <p>執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()</p> | <p>(説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p> |
| <p>【特定財源の変動】</p> | |
| <p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>【事業の対象・手段】</p> | |
| <p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> | |
| <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p> | <p>(説明)</p> |

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

A 継続

- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)

C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)

D 廃止

担当所管評価

方向性

B

A 選択の場合のみ

(上記 A ~ D から選択記入)

(上記ア ~ エから選択記入)

町長評価

方向性

(説明)

(説明)

事務事業評価調書

平成18年6月1日現在

整理番号 8 - 45

| | | | |
|----------------|---|-------------------------|--------------|
| 事業名 (計画事業名) | 雄武地区特定漁港漁場整備事業(雄武漁港)負担金 雄武地区特定漁港漁場整備事業(雄武漁港) | 担当課・係名 (上段:課名・下段:係名) | 産業振興課 水産係 |
| (細事業名) | | 調書作成者職氏名 | 大石 嗣夫 |

| | | |
|---------------|-------------|---|
| 事業の位置づけ | | 【総合計画以外の計画・指針等】 雄武地区特定漁港漁場整備事業計画 【根拠法令等】漁港漁場整備法 【事務種類】自治事務(その他・単独) |
| 【第4期雄武町総合計画】 | 登録事業 非登録事業 | |
| まちづくりの基本目標の分類 | 躍動感みなぎる産業の町 | |
| 施策の項目の分類 | 水産業の振興 | |
| 主要施策の分類 | | 漁港の整備促進 |

| | | | |
|--------|-----------|---|-------------|
| 事業の説明等 | | | |
| 事業の対象 | (Who) | 町内漁業者 | 受益者負担 有 (無) |
| 事業の意図 | (What) | 施設整備により漁港機能が高まり、漁業の安全性・生産性の向上が図られる | |
| 事業の手段 | (How) | 外郭・水域・係留・輸送施設、用地埋立及び漁港浄化施設の整備 | |
| 事業の結果 | (Outcome) | 施設整備により漁港機能が高まり、漁業の安全性の向上が図られ、生産性の高い環境を創造する | |

| | | | | | | | |
|--|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------|-----------|----------|
| 事業の執行状況 | | 事業量の推移について記入 | | 備考欄は直近年度の事業費実績値を記入 | | | |
| 【事業内容】 | 【H15実績】 | 【H16実績】 | 【H17実績】 | 【H18予定】 | 【事業計画】 | 【計画期間】 | 【備考】 |
| 北防波堤、東防波堤、東護岸、水域浚渫、岸壁、道路、用地埋立、取水・排水施設整備他 | 北防波堤新設 東防波堤新設 東護岸新設 他 | 北防波堤新設 東防波堤新設 東護岸新設 他 | 北防波堤新設 東防波堤新設 東護岸新設 他 | 北防波堤新設 東防波堤新設 東護岸新設 他 | 北防波堤新設 東防波堤新設 東護岸 他 | 14年度～19年度 | 20,162千円 |

| | |
|--------------------------------------|--------------------------|
| 【事業計画の達成状況】 | (説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等 |
| a 事業計画を予定どおりに達成している | |
| b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである | |
| c 事業計画を達成できる見込みがない | |

| | |
|---|--|
| 【本年度の事業実施スケジュール】 | 【町民への周知方法】 |
| 平成18年12月に漁協より受益者分担金を徴収 平成19年3月に地元負担金支出予定 | 広報 |
| | 【関係機関・関係部署との役割分担】 事業主体 北海道 地元漁業者の意見調整 雄武漁業協同組合、雄武町 |

| | |
|----------------------------|--|
| 【立案形成に至る背景・ニーズ】 | |
| 【立案形成過程における検討課題】 | 他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業 |
| 【事業化の過程における検討課題】 | 町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整 |
| 【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】 | |

| | |
|--|--|
| 事業の評価 | |
| 【雄武町が実施することの妥当性】 | |
| 民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務 | (行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 漁業生産活動の基盤である漁港の整備については、現状どおり受益者負担金として漁協より、地元負担金の20%を徴収することとした。 |

| | |
|---|---|
| <p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p> | <p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> |
| <p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p>該当 ・ <input checked="" type="radio"/> 非該当</p> | <p>(説明) - 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p> |
| <p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p> | <p>(説明)</p> <p>施設整備により、逐次漁港の機能が高まっており、完成後は漁業の生産・安全性の向上が図られる。</p> |
| <p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p> | <p>(説明)</p> <p>漁港は漁業生産活動の基盤をなす最たるものであり、長期計画に基づいた早期完成が望まれていると考えられる。</p> |
| <p>事業の参考事項</p> | |
| <p>【民間能力の活用】</p> | |
| <p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> | <p>(説明) - 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> |
| <p>【広域連携の活用】</p> | |
| <p>広域連携の導入の検討 可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()</p> | <p>(説明) - 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> |
| <p>執行事業の広域連携の状況 該当 ・ <input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()</p> | <p>(説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p> |
| <p>【特定財源の変動】</p> | |
| <p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>【事業の対象・手段】</p> | |
| <p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p><input checked="" type="radio"/> b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p> | <p>(説明)</p> <p>漁港は漁業生産活動の基盤をなす最たるものであり、長期計画に基づいた早期完成が望まれている。</p> |

事業の方向性

| | |
|---|--|
| <p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続</p> <p> ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)</p> <p> イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)</p> <p> ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)</p> <p> エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)</p> <p>C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)</p> <p>D 廃止</p> | |
| <p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p> <p>(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p> | <p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text"/> — <input type="text"/></p> |
| <p>(説明)</p> | <p>(説明)</p> |

事務事業評価調書

平成18年6月1日現在

整理番号 8 - 46

| | | | |
|---------|-------------------------|---------------|-------|
| 事業名 | 雄武地区特定漁港漁場整備事業(沢木漁港)負担金 | 担当課・係名 | 産業振興課 |
| (計画事業名) | 雄武地区特定漁港漁場整備事業(沢木漁港) | (上段:課名・下段:係名) | 水産係 |
| (細事業名) | | 調書作成者職氏名 | 大石 嗣夫 |

| | | |
|---------------|-------------|---|
| 事業の位置づけ | | 【総合計画以外の計画・指針等】 雄武地区特定漁港漁場整備事業計画 【根拠法令等】漁港漁場整備法 【事務種類】自治事務(その他・単独) |
| 【第4期雄武町総合計画】 | 登録事業 非登録事業 | |
| まちづくりの基本目標の分類 | 躍動感みなぎる産業の町 | |
| 施策の項目の分類 | 水産業の振興 | |
| 主要施策の分類 | 漁港の整備促進 | |

| | | | |
|--------|-----------|---|-------------|
| 事業の説明等 | | | |
| 事業の対象 | (Who) | 町内漁業者 | 受益者負担 有 (無) |
| 事業の意図 | (What) | 施設整備により漁港機能が高まり、漁業の安全性・生産性の向上が図られる | |
| 事業の手段 | (How) | 外郭・水域・係留・輸送施設、用地埋立及び漁港浄化施設の整備 | |
| 事業の結果 | (Outcome) | 施設整備により漁港機能が高まり、漁業の安全性の向上が図られ、生産性の高い環境を創造する | |

| | | | | | | | |
|-----------------|---------|--------------|----------------------------|--------------------|----------------------------|--------|---------|
| 事業の執行状況 | | 事業量の推移について記入 | | 備考欄は直近年度の事業費実績値を記入 | | | |
| 【事業内容】 | 【H15実績】 | 【H16実績】 | 【H17実績】 | 【H18予定】 | 【事業計画】 | 【計画期間】 | 【備考】 |
| 排水溝改良 用地改良舗装 | - | - | 用地 750㎡ 排水溝改良 用地改良舗装 | - | 用地 750㎡ 排水溝改良 用地改良舗装 | 17年度 | 1,391千円 |

| | |
|--------------------------------------|--------------------------|
| 【事業計画の達成状況】 | (説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等 |
| a 事業計画を予定どおりに達成している | |
| b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである | |
| c 事業計画を達成できる見込みがない | |

| | |
|---|--|
| 【本年度の事業実施スケジュール】 | 【町民への周知方法】 |
| 平成18年12月に漁協より受益者分担金を徴収 平成19年3月に地元負担金支出予定 | 広報 |
| | 【関係機関・関係部署との役割分担】 事業主体 北海道 地元漁業者の意見調整 雄武漁業協同組合、雄武町 |

| | |
|----------------------------|--|
| 事業の立案形成 | |
| 【立案形成に至る背景・ニーズ】 | |
| 【立案形成過程における検討課題】 | 他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業 |
| 【事業化の過程における検討課題】 | 町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整 |
| 【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】 | |

| | |
|--|--|
| 事業の評価 | |
| 【雄武町が実施することの妥当性】 | |
| 民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務 | (行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 漁業生産活動の基盤である漁港の整備については、現状どおり受益者負担金として漁協より、地元負担金の20%を徴収することとした。 |

| | |
|---|---|
| <p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p> | <p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> |
| <p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p>該当 ・ <input checked="" type="radio"/> 非該当</p> | <p>(説明) - 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p> |
| <p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p> | <p>(説明)</p> <p>施設整備により、逐次漁港の機能が高まっており、完成後は漁業の生産・安全性の向上が図られる。</p> |
| <p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p> | <p>(説明)</p> <p>漁港は漁業生産活動の基盤をなす最たるものであり、長期計画に基づいた早期完成が望まれていると考えられる。</p> |
| <p>事業の参考事項</p> | |
| <p>【民間能力の活用】</p> | |
| <p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> | <p>(説明) - 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> |
| <p>【広域連携の活用】</p> | |
| <p>広域連携の導入の検討 可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()</p> | <p>(説明) - 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> |
| <p>執行事業の広域連携の状況 該当 ・ <input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()</p> | <p>(説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p> |
| <p>【特定財源の変動】</p> | |
| <p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>【事業の対象・手段】</p> | |
| <p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p><input checked="" type="radio"/> b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p> | <p>(説明)</p> <p>漁港は漁業生産活動の基盤をなす最たるものであり、長期計画に基づいた早期完成が望まれている。</p> |

事業の方向性

| | |
|---|--|
| <p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続</p> <p> ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)</p> <p> イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)</p> <p> ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)</p> <p> エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)</p> <p>C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)</p> <p>D 廃止</p> | |
| <p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="B"/> — <input type="text" value="A選択の場合のみ"/></p> <p>(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p> | <p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text"/> — <input type="text"/></p> |
| <p>(説明)</p> | <p>(説明)</p> |

事務事業評価調書

平成18年6月1日現在

整理番号 8 - 47

| | | | |
|----------------|---------|-------------------------|--------------|
| 事業名 (計画事業名) | 漁港協会負担金 | 担当課・係名 (上段:課名・下段:係名) | 産業振興課 水産係 |
| (細事業名) | | 調書作成者職氏名 | 大石 嗣夫 |

| | | |
|---------------|-------------------------|---------------------|
| 事業の位置づけ | [第4期雄武町総合計画] 登録事業 非登録事業 | (総合計画以外の計画・指針等) |
| まちづくりの基本目標の分類 | 躍動感みなぎる産業の町 | (根拠法令等) |
| 施策の項目の分類 | 水産業の振興 | (事務種類) 自治事務(その他・単独) |
| 主要施策の分類 | 漁港の整備促進 | |

| | | | | |
|-----------------|--|-------|---|------------------------------------|
| 事業の説明等 | | | | |
| 事業の対象 (Who) | 町内漁業者 | 受益者負担 | 有 | <input checked="" type="radio"/> 無 |
| 事業の意図 (What) | 漁港漁場整備及び海岸整備に係る中央省庁への全道規模での要請を行なうことにより各種事業の推進が図られる | | | |
| 事業の手段 (How) | 漁港漁場整備及び海岸整備の採択・推進・予算確保等に係る活動及び中央省庁への要請活動 | | | |
| 事業の結果 (Outcome) | 漁港漁場整備及び海岸整備に係る中央省庁への全道規模での要請を行なうことにより各種事業の推進が図られる | | | |

| | | | | | | | |
|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-------------|---------|
| 事業の執行状況 | 事業量の推移について記入 | | | | 備考欄は直近年度の事業費実績値を記入 | | |
| 【事業内容】 | 【H15実績】 | 【H16実績】 | 【H17実績】 | 【H18予定】 | 【事業計画】 | 【計画期間】 | 【備考】 |
| 漁港漁場整備及び海岸整備に係る推進活動及び中央省庁への要請活動 | 漁港漁場整備及び海岸整備に係る推進活動及び中央省庁への要請活動 | 漁港漁場整備及び海岸整備に係る推進活動及び中央省庁への要請活動 | 漁港漁場整備及び海岸整備に係る推進活動及び中央省庁への要請活動 | 漁港漁場整備及び海岸整備に係る推進活動及び中央省庁への要請活動 | 漁港漁場整備及び海岸整備に係る推進活動及び中央省庁への要請活動 | 10年度 - 19年度 | 1,190千円 |

| | |
|--------------------------------------|----------------------------|
| 【事業計画の達成状況】 | (説明) - 事業執行上からの課題・町民からの意見等 |
| a 事業計画を予定どおりに達成している | |
| b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである | |
| c 事業計画を達成できる見込みがない | |

| | |
|------------------|-------------------|
| 【本年度の事業実施スケジュール】 | 【町民への周知方法】 |
| 5月～負担金支出 | 【関係機関・関係部署との役割分担】 |

| | |
|----------------------------|--|
| 【立案形成に至る背景・ニーズ】 | |
| 【立案形成過程における検討課題】 | 他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業 |
| 【事業化の過程における検討課題】 | 町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整 |
| 【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方針】 | |

| | |
|---|---|
| 事業の評価 | |
| 【雄武町が実施することの妥当性】 | |
| 民間との役割分担 | (行政と民間のいずれが行うべきか) |
| 民間との役割分担 | (行政と民間のいずれが行うべきか) |
| (1)行政としての役割 | a 行政が行うべきである |
| ア 公共的な財・サービスの提供 | b 一部は民間が行うべきである |
| イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 | c 民間が行うべきである |
| ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 | (説明) |
| <input checked="" type="radio"/> エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 | 漁業生産活動の基盤である漁港等の整備に係る各種要請活動については行政が行うべきである。 |
| オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 | |
| カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 | |
| キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務 | |

| | |
|--|---|
| <p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p> | <p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> |
| <p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>今年度で10年目となる長期継続事業 (該当・非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む))</p> | <p>(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p> <p>漁業生産活動の基盤である漁港等の整備に係る各種要請活動については、全道市町村と足並みを揃えた体制が必要である。</p> |
| <p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p> | <p>(説明)</p> <p>全道規模による要請活動により、漁港漁場整備整備事業計画に基づく整備が図られている。</p> |
| <p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p> | <p>(説明)</p> <p>漁港は漁業生産活動の基盤をなす最たるものであり、長期計画に基づいた早期完成が望まれていると考えられる。</p> |
| <p>事業の参考事項</p> | |
| <p>【民間能力の活用】</p> | |
| <p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p> | <p>(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> |
| <p>【広域連携の活用】</p> | |
| <p>広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p> | <p>(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> |
| <p>執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p> | <p>(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p> |
| <p>【特定財源の変動】</p> | |
| <p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>【事業の対象・手段】</p> | |
| <p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別な事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p> | <p>(説明)</p> <p>漁港は漁業生産活動の基盤をなす最たるものであり、長期計画に基づいた早期完成が望まれている。</p> |

事業の方向性

| | |
|---|--|
| <p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続</p> <p> ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)</p> <p> イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)</p> <p> ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)</p> <p> エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)</p> <p>C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)</p> <p>D 廃止</p> | |
| <p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p> <p>(上記 A ~ D から選択記入) (上記 ア ~ エ から選択記入)</p> | <p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text"/> — <input type="text"/></p> |
| <p>(説明)</p> | <p>(説明)</p> |

事務事業評価調書

平成18年6月1日現在

整理番号 8 - 48

| | | | |
|----------------|---------------|-------------------------|--------------|
| 事業名 (計画事業名) | 漁港利用適正化推進指導事業 | 担当課・係名 (上段:課名・下段:係名) | 産業振興課 水産係 |
| (細事業名) | | 調書作成者職氏名 | 大石 嗣夫 |

| | | |
|---------------|------------------|------------------------------|
| 事業の位置づけ | | (総合計画以外の計画・指針等) |
| [第4期雄武町総合計画] | 登録事業 非登録事業 | |
| まちづくりの基本目標の分類 | 躍動感みなぎる産業の町 | |
| 施策の項目の分類 | 水産業の振興 | [根拠法令等] 北海道漁港利用適正化推進指導業務処理要領 |
| 主要施策の分類 | 漁業と遊漁の調和による交流の促進 | (事務種類) 自治事務(その他・単独) |

| | | | |
|--------|-----------|---|------------|
| 事業の説明等 | | | |
| 事業の対象 | (Who) | 町内漁業者、遊漁者 | 受益者負担 有(無) |
| 事業の意図 | (What) | 監視員の配置により適正な利用の指導・啓発が行なわれ、漁業者とのトラブル及び漁業生産活動への支障が排除される | |
| 事業の手段 | (How) | 斜路を開放している元稲府漁港及び沢木漁港において、支庁から町が業務委託を受け、町が第3者に対して再委託を行い、適正な利用の指導・啓発を行なう | |
| 事業の結果 | (Outcome) | 監視員の配置により適正な利用の指導・啓発が行なわれることにより、漁業者とのトラブル及び漁業生産活動への支障が排除され、遊漁者との交流促進が図られる | |

| | | | | | | | |
|------------------|---------|---------------------|---------------------|---------------------|------------------|--------------------|-------|
| 事業の執行状況 | | 事業量の推移について記入 | | | | 備考欄は直近年度の事業費実績値を記入 | |
| 【事業内容】 | 【H15実績】 | 【H16実績】 | 【H17実績】 | 【H18予定】 | 【事業計画】 | 【計画期間】 | 【備考】 |
| 斜路開放漁港における監視員の配置 | 沢木漁港 1名 | 沢木漁港 1名 元稲府漁港 1名 | 沢木漁港 1名 元稲府漁港 1名 | 沢木漁港 1名 元稲府漁港 1名 | 斜路開放漁港における監視員の配置 | 13年度～19年度 | 324千円 |

| | |
|--------------------------------------|----------------------------|
| 事業計画の達成状況 | (説明) - 事業執行上からの課題・町民からの意見等 |
| a 事業計画を予定どおりに達成している | |
| b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである | |
| c 事業計画を達成できる見込みがない | |

| | |
|---|--|
| 【本年度の事業実施スケジュール】 | 【町民への周知方法】 |
| 網走支庁との委託契約～5月 第3者との委託契約～5月(沢木・塩入氏、元稲府・松田氏) ・沢木～委託契約期間 6月～7月 ・元稲府～委託契約期間 6月～9月 委託料収入～12月予定 委託料支出～12月予定(網走支庁からの委託料と同額) | 【関係機関・関係部署との役割分担】 管理主体 網走支庁(北海道) 業務委託 雄武町(町から第3者に業務委託) |

| | |
|----------------------------|--|
| 事業の立案形成 | |
| 【立案形成に至る背景・ニーズ】 | |
| 【立案形成過程における検討課題】 | 他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業 |
| 【事業化の過程における検討課題】 | 町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整 |
| 【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】 | |

| | |
|--|---|
| 事業の評価 | |
| 【雄武町が実施することの妥当性】 | |
| 民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務 | (行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 漁港の管理は北海道であり、北海道漁港管理条例に基づく漁船以外の船舶の漁港開放であるため、行政が行うべきである。 |

| | |
|---|---|
| <p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p> | <p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> |
| <p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p>該当 ・ <input checked="" type="radio"/> 非該当</p> | <p>(説明) - 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p> |
| <p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p> | <p>(説明)</p> <p>監視員の配置により、適正な利用の指導・啓発が行われており、漁業者等とのトラブルが発生していない。</p> |
| <p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p> | <p>(説明)</p> <p>北海道と町の業務委託により町が第三者に委託しており、理解が得られるものと考えられる。</p> |
| <p>事業の参考事項</p> | |
| <p>【民間能力の活用】</p> | |
| <p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> | <p>(説明) - 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> |
| <p>【広域連携の活用】</p> | |
| <p>広域連携の導入の検討 可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()</p> | <p>(説明) - 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> |
| <p>執行事業の広域連携の状況 該当 ・ <input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()</p> | <p>(説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p> |
| <p>【特定財源の変動】</p> | |
| <p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>【事業の対象・手段】</p> | |
| <p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> | |
| <p><input checked="" type="radio"/> a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別な事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p> | <p>(説明)</p> |

事業の方向性

| | |
|---|--|
| <p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続</p> <p> ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)</p> <p> イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)</p> <p> ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)</p> <p> エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)</p> <p>C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)</p> <p>D 廃止</p> | |
| <p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p> <p>(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p> | <p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text"/> — <input type="text"/></p> |
| <p>(説明)</p> | <p>(説明)</p> |

事務事業評価調書

平成18年6月1日現在

整理番号 8 - 49

| | | | |
|----------------|---------------|-------------------------|--------------|
| 事業名 (計画事業名) | ホタテ漁場被害底質改善事業 | 担当課・係名 (上段:課名・下段:係名) | 産業振興課 水産係 |
| (細事業名) | | 調査作成者職氏名 | 大石 嗣夫 |

| | | |
|---------------|---------------|---------------------|
| 事業の位置づけ | | (総合計画以外の計画・指針等) |
| [第4期雄武町総合計画] | 登録事業 非登録事業 | |
| まちづくりの基本目標の分類 | 躍動感みなぎる産業の町 | [根拠法令等] |
| 施策の項目の分類 | 水産業の振興 | [事務種類] 自治事務(その他・単独) |
| 主要施策の分類 | 「つくり育てる漁業」の促進 | |

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 事業の説明等 | | | |
| 事業の対象 (Who) | 町内漁業者 | 受益者負担 | 有 (無) |
| 事業の意図 (What) | ホタテ漁場の底質を改善(回復)することにより、ホタテ貝の生息環境整備が図られる | | |
| 事業の手段 (How) | 本操業海域の底質改善及び死貝処理 | | |
| 事業の結果 (Outcome) | ホタテ漁場の底質を改善(回復)することにより、ホタテ貝の生息環境が整備され、生産の安定化が図られる | | |

| 事業の執行状況 | | | | | | | |
|--------------------|---------|-------------------|-------------------|-------------------|------------|-----------|----------|
| 事業量の推移について記入 | | | | | | | |
| 備考欄は直近年度の事業費実績値を記入 | | | | | | | |
| 【事業内容】 | 【H15実績】 | 【H16実績】 | 【H17実績】 | 【H18予定】 | 【事業計画】 | 【計画期間】 | 【備考】 |
| ホタテ漁場底質改善 | — | 幌内沖D海域 2,720ha | 魚田沖C海域 2,846ha | 沢木沖A海域 3,100ha | 本操業海域の底質改善 | 16年度～18年度 | 10,000千円 |
| | | 0 | | | | | |

| | |
|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 事業計画の達成状況 | (説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等 |
| a 事業計画を予定どおりに達成している | 今後の低気圧被害に備え、ホタテ漁場の沖合い移動が急務となっている。 |
| b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである | |
| c 事業計画を達成できる見込みがない | |

| | |
|--|------------------------------------|
| 【本年度の事業実施スケジュール】 | 【町民への周知方法】 |
| 交付申請～9月予定 交付決定～9月予定 補助金の確定・交付11月予定 (事業期間～10月予定) | 【関係機関・関係部署との役割分担】 事業主体 雄武漁業協同組合 |

| | |
|----------------------------|--|
| 事業の立案形成 | |
| 【立案形成に至る背景・ニーズ】 | |
| 【立案形成過程における検討課題】 | 他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業 |
| 【事業化の過程における検討課題】 | 町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整 |
| 【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】 | |

| | |
|--|--|
| 事業の評価 | |
| 【雄武町が実施することの妥当性】 | |
| 民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務 | (行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) ホタテ漁業の安定は、漁業者のみならず加工業者にも影響のあるものであり、本町の水産業の安定化には必要不可欠な事業であり、行政が行うべきものである。 |

| | |
|--|---|
| <p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p> | <p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> |
| <p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p>該当 ・ <input checked="" type="radio"/> 非該当</p> | <p>(説明) - 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p> |
| <p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p> | <p>(説明)</p> <p>来年度にホタテ稚貝を放流する漁場の底質を改善することにより、生存率の向上が図られる。</p> |
| <p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p> | <p>(説明)</p> <p>ホタテ漁業の安定は、漁業者のみならず加工業者にも影響のあるものであり、緊急を要する必要不可欠な事業であり、理解が得られるものと考え。</p> |
| <p>事業の参考事項</p> | |
| <p>【民間能力の活用】</p> | |
| <p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> | <p>(説明) - 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> |
| <p>【広域連携の活用】</p> | |
| <p>広域連携の導入の検討 可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()</p> | <p>(説明) - 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> |
| <p>執行事業の広域連携の状況 該当 ・ <input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()</p> | <p>(説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p> |
| <p>【特定財源の変動】</p> | |
| <p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>【事業の対象・手段】</p> | |
| <p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別な事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p> | <p>(説明)</p> <p>ホタテ漁業の安定は、漁業者のみならず加工業者にも影響のあるものであり、緊急を要する本事業については、3年間(H16～H18)の支援が必要であると考えられる。</p> |

事業の方向性

| | |
|---|--|
| <p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続</p> <p> ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)</p> <p> イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)</p> <p> ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)</p> <p> エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)</p> <p>C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)</p> <p>D 廃止</p> | |
| <p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p> <p>(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p> | <p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text"/> — <input type="text"/></p> |
| <p>(説明)</p> | <p>(説明)</p> |

事務事業評価調書

平成18年6月1日現在

整理番号 8 - 50

| | | | |
|----------------|--------------|-------------------------|--------------|
| 事業名 (計画事業名) | 原貝緊急確保移入対策事業 | 担当課・係名 (上段:課名・下段:係名) | 産業振興課 水産係 |
| (細事業名) | | 調書作成者職氏名 | 大石 嗣夫 |

| | | |
|---------------|-------------|---------------------|
| 事業の位置づけ | | (総合計画以外の計画・指針等) |
| 【第4期雄武町総合計画】 | 登録事業 非登録事業 | |
| まちづくりの基本目標の分類 | 躍動感みなぎる産業の町 | (根拠法令等) |
| 施策の項目の分類 | 水産業の振興 | (事務種類) 自治事務(その他・単独) |
| 主要施策の分類 | 水産加工業の体質強化 | |

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 事業の説明等 | | | |
| 事業の対象 (Who) | 町内加工業者 | 受益者負担 | 有 (無) |
| 事業の意図 (What) | 他地域からのホタテ原貝の移入確保により通年安定稼働が促進される | | |
| 事業の手段 (How) | 他地域からのホタテ原貝の緊急移入 | | |
| 事業の結果 (Outcome) | 他地域からのホタテ原貝の移入確保により通年安定稼働が促進され、生産コストの低下及び経営基盤の強化が図られる | | |

| | | | | | | | |
|---------|--------------|-------------------|--------------------|--------------------|---|-----------|---------|
| 事業の執行状況 | 事業量の推移について記入 | | | | 備考欄は直近年度の事業費実績値を記入 | | |
| 【事業内容】 | 【H15実績】 | 【H16実績】 | 【H17実績】 | 【H18予定】 | 【事業計画】 | 【計画期間】 | 【備考】 |
| ホタテ原貝移入 | - | ホタテ原貝移入 5,122t | ホタテ原貝移入 10,161t | ホタテ原貝移入 10,000t | ホタテ原貝移入 H16 5,000t H17 10,000t H18 10,000t | 16年度～18年度 | 5,000千円 |

| | |
|--------------------------------------|---|
| 【事業計画の達成状況】 | (説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等 |
| a 事業計画を予定どおりに達成している | 前浜のホタテ貝が減産している中で、雄武漁協もホタテ貝加工のフル稼働を計画しており、加工業者にとっては移入に頼る部分が大きくなっている。 |
| b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである | |
| c 事業計画を達成できる見込みがない | |

| | |
|---|---------------------------------------|
| 【本年度の事業実施スケジュール】 | 【町民への周知方法】 |
| 交付申請～4月 交付決定～4月 補助金の確定・交付12月予定 (事業期間～3月～11月) | 【関係機関・関係部署との役割分担】 事業主体 雄武水産加工業協同組合 |

| | |
|----------------------------|--|
| 【立案形成に至る背景・ニーズ】 | |
| 【立案形成過程における検討課題】 | 他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業 |
| 【事業化の過程における検討課題】 | 町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整 |
| 【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】 | |

| | |
|--|---|
| 事業の評価 | |
| 【雄武町が実施することの妥当性】 | |
| 民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務 | (行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 本町の水産加工業界は、年間200億円弱の生産高があるとともに、600名を超える住民が就業しており、この業績が町内経済に多大な影響を与えるものであり、前浜のホタテ貝減産が確実な平成18年度までは、一定の支援が必要であると考えられる。 |

| | |
|--|--|
| <p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共の事業</p> | <p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> |
| <p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p>該当 ・ <input checked="" type="radio"/> 非該当</p> | <p>(説明) - 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p> |
| <p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p> | <p>(説明)</p> <p>前浜のホタテ貝が減産している中で、他海域から原貝移入をすることにより安定的な稼働が図られている。</p> |
| <p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p> | <p>(説明)</p> <p>多数の従業員の雇用安定確保が図られており、理解が得られる事業と考えられる。</p> |
| <p>事業の参考事項</p> | |
| <p>【民間能力の活用】</p> | |
| <p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> | <p>(説明) - 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> |
| <p>【広域連携の活用】</p> | |
| <p>広域連携の導入の検討 可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()</p> | <p>(説明) - 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> |
| <p>執行事業の広域連携の状況 該当 ・ <input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()</p> | <p>(説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p> |
| <p>【特定財源の変動】</p> | |
| <p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>【事業の対象・手段】</p> | |
| <p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p> | <p>(説明)</p> <p>本町の水産加工業界は、年間200億円弱の生産高があるとともに、600名を超える住民が就業しており、この業績が町内経済に多大な影響を与えるものであり、前浜のホタテ貝減産が確実な平成18年度までは、一定の支援が必要であると考えられる。</p> |

事業の方向性

| | |
|---|--|
| <p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続</p> <p> ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)</p> <p> イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)</p> <p> ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)</p> <p> エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)</p> <p>C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)</p> <p>D 廃止</p> | |
| <p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p> <p>(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p> | <p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text"/> — <input type="text"/></p> |
| <p>(説明)</p> | <p>(説明)</p> |